

習志野市インターネット公売ガイドライン

習志野市インターネット公売（以下「インターネット公売」といいます。）をご利用いただくには、習志野市インターネット公売ガイドライン（以下「本ガイドライン」といいます。）をよくお読みいただき、確認、同意していただく必要があります。

また、インターネット公売の手続きなどに関して、本ガイドラインとKSI官公庁オークションに関連する規約、ガイドラインなどとの間に差異がある場合、本ガイドラインが優先して適用されます。

第1 インターネット公売の参加条件など

1. インターネット公売の参加条件

以下のいずれかに該当する方は、インターネット公売に参加すること及び財産を買い受けることができません。また、(1)から(4)までに該当する方は、代理人を通じて参加することもできません。

(1) 国税徴収法第92条又は第108条第1項に該当する方

(2) 本ガイドライン並びにKSI官公庁オークションに関連する規約及びガイドラインの内容を承諾せず、順守できない方

(3) 公売財産の買受けについて、一定の資格その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有していない方

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員等に該当する方

※暴力団員等とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者」を指します（以下同じ。）。

(5) 18歳未満の方（その親権者などが代理人として参加する場合を除く。）

(6) 日本語を完全に理解できない方（その代理人が日本語を理解できる場合を除く。）

(7) 日本国内に住所及び連絡先がいずれもない方（その代理人が日本国内に住所又は連絡先がある場合を除く。）

2. インターネット公売参加にあたっての注意事項

(1) インターネット公売は、国税徴収法などの規定に則り、本市が執行する公売手続きの一部です。KSI官公庁オークションに関連する規約及びガイドラインについては、本ガイドライン及び国税徴収法の規定に反しない限り、インターネット公売の手続きにおいて、公売参加者又はその代理人（以下「公売参加者等」といいます。）を拘束するものとします。

(2) 公売参加者等が国税徴収法第108条第1項に掲げる行為をしたとき、本市は同条に基づき、入札をなかったものとするなどの処分を行うことがあります。当該処分を受けた公売参加者等は、以後2年間、本市の実施する公売に参加すること又は代理人となることができません。

また、処分を受けた公売参加者等の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は没収し、返還しません。

なお、国税徴収法第108条第1項に掲げる行為に該当するものは以下のとおりです。

- ①売却決定を受けても買受代金の納付期限までにその代金を故意に納付しない行為
 - ②偽りの名義により、又は第三者をかたって公売に参加する行為
 - ③公売を妨害する意思をもって行う第17. 代理人等による自己のための公売参加手続きの禁止において禁止する行為
 - ④公売を妨害する意思をもって行う第63. システム利用における禁止事項に掲げる行為
- (3) 入札に先立って公売保証金を納付してください。
- (4) 公売参加者等は、あらかじめインターネット公売システム（以下「公売システム」といいます。）上の公売物件詳細画面や本市において閲覧に供されている公売公告などを確認し、登記又は登録制度のある財産については、関係公簿などを閲覧するほか、十分な調査を行ったうえで公売に参加してください。
- (5) 本市が下見会を実施する財産については、下見会で財産を確認してください。
- (6) 公売財産が不動産の場合、内覧会などはいませんので、現地確認などをご自身で行ってください。なお、現地確認などの際には、公売財産の所有者、占有者などの権利を侵害してはならないことに留意してください。
- (7) インターネット公売は、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公売システムを採用しています。公売参加者等は、公売システムの画面上で公売参加申し込みなど一連の手続きを行ってください。
- (8) インターネット公売においては、特定の売却区分（公売財産の出品区分）の公売又は公売全体が中止になることがあります。

3. 公売財産の権利移転などについての注意事項

- (1) 公売財産は、市税等滞納者などの財産であり、本市の所有する財産ではありません。
- (2) 公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び本市には担保責任は生じません。
- (3) 売却決定を受けた最高価申込者又は次順位買受申込者（以下「買受人」といいます。）及びその代理人（以下これらを「買受人等」といいます。）が公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき（農地など一定の要件が満たされなければ権利移転の効力が生じない財産については、当該要件が満たされ、権利が移転したとき）に、買受人に危険負担が移転します。その後に発生した財産の破損、盗難、焼失などによる損害の負担は、買受人が負うこととなります。
- (4) 公売財産が登記又は登録を要する財産の場合、本市は、買受代金を納付した買受人等の請求により、権利移転の登記又は登録を関係機関に嘱託します。
- (5) 公売財産が動産、自動車などである場合、本市はその公売財産の引渡しを買受代金納付時の現況有姿で行います。

(6) 公売財産が不動産の場合、本市は引渡し義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵の引渡などは、すべて買受人自身で行ってください。また、隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。本市は関与しません。

(7) 買受人は、買受人に対抗することができる公売財産上の負担（マンションの未納管理費など）を引き受けなければなりません。

(8) 買受人は、買受代金の納付後に、公売財産の返品及び買受代金の返還を求めることができません。

4. 個人情報の取り扱いについて

(1) 公売参加者等は、以下のすべてに同意するものとします。

①公売参加申し込みを行う際に、住民登録などがされている住所、氏名（法人の場合、商業登記簿などに登記されている所在地、名称及び法人代表者氏名）及び電話番号を公売参加者情報として登録すること。

②公売参加者等の公売参加者情報及びKSI官公庁オークションのログインID（以下「ログイン ID」といいます。）に登録されているメールアドレスを本市に開示すること。

※本市から公売参加者等に対し、ログインIDで認証済みのメールアドレスに、公売財産に関するお知らせなどを電子メールにて送信することがあります。

③最高価申込者又は次順位買受申込者に決定された公売参加者のログインIDに紐づく会員識別番号（代理人による参加の場合は代理人のログインIDに紐づく会員識別番号、共同入札の場合は代表者のログインIDに紐づく会員識別番号）が公売システム上において一定期間公開されること。

(2) 本市は、公売システム又は公売参加者等から収集した個人情報を、習志野市文書管理規程に基づき5年間保管します。収集した個人情報は、国税徴収法第106条の2に定める調査の嘱託、同法第108条に定める公売実施の適正化のための措置などを行うことを目的として利用します。

(3) 公売財産が登記又は登録を要する財産の場合、公売参加者情報の登録内容が住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合（転居などにより異なる場合で、住所証明書によりその経緯などが確認できる場合を除く。）、買受人となっても所有権移転などの権利移転登記又は登録を行うことができません。

5. 代理人による参加について

インターネット公売では、代理人に公売参加の手続きをさせることができます。

代理人には、少なくとも、公売参加申し込み、公売保証金の納付及び返還にかかる受領、入札並びにこれらに附随する事務を委任することとします。

(1) 代理人の資格

代理人は、第11.インターネット公売の参加条件を満たさなければなりません。

(2) 代理人による参加の手続き

①代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人のログインIDにより、代理人が公売参加申し込み、入札などを行ってください。

②代理人に公売参加の手続きをさせる場合、公売参加者は、委任状及び公売参加者の住所証明書（公売参加者が法人の場合、商業登記簿謄本など）を、入札開始2開庁日前までに本市に提出することが必要です。委任状は、本市ホームページより印刷することができます。原則として、入札開始2開庁日前までに本市が委任状などの提出を確認できない場合、入札をすることができません。また、公売参加者以外の方から委任状などが提出された場合も入札をすることができません。

③代理人による公売参加申し込み手続き及び入札手続きの詳細については、第2 公売参加申し込みについて、第3 せり売形式で行うインターネット公売手続き及び第4 入札形式で行うインターネット公売手続きをご覧ください。

(3) 復代理人の選任の権限

代理人を選任した場合、公売参加者はその代理人に復代理人を選任する権限を付与したものとみなします。

(4) 代理人による参加における注意事項

①代理人に国税徴収法第108条第1項に該当すると認められる事実がある場合、公売参加者及びその代理人は同法第108条第1項に該当し、以後2年間、本市の実施する公売に参加できません。

②国税徴収法第108条第1項に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者を代理人とした方は、同法第108条第1項に該当し、以後2年間、本市の実施する公売に参加できません。

③①及び②の場合、納付された公売保証金は没収し、返還しません。

6. 共同入札について

公売財産が不動産の場合、共同入札することができます。

(1) 共同入札とは

一つの財産を複数の方で共有する目的で入札することをいいます。

(2) 共同入札における注意事項

①共同入札する場合、共同入札者の中から1名の代表者を決める必要があります。実際の公売参加申し込み手続き及び入札手続きをすることができるのは、当該代表者のみです。

②公売参加申し込み及び入札などは、代表者のログインIDで行うこととなります。手続きの詳細については、第2 公売参加申し込みについて及び第4 入札形式で行うインターネット公売手続きをご覧ください。

③共同入札する場合、代表者以外の方全員から代表者に対する委任状、共同入札者全員の住所証明書（共同入札者が法人の場合、商業登記簿謄本など）並びに共同入札者全員の住所（所在地）、氏名（名称）及び各共同入札者の持分を記入した共同入札者持分内訳書を、入札開始2開庁日前までに本市に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに本市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。委任状及び共同入札者持分内訳書は本市

ホームページより印刷することができます。

④委任状及び共同入札者持分内訳書に記載された内容が共同入札者の住民登録や商業登記簿の内容などと異なる場合（転居などにより異なる場合で、住所証明書によりその経緯などが確認できる場合を除きます。）は、共同入札者が買受人となっても所有権移転などの権利移転登記を行うことができません。

7.代理人等による自己のための公売参加手続きの禁止

(1) 代理人及び共同入札における代表者（以下「代理人等」といいます。）は、公売参加者又は共同入札における代表者を除く共同入札者（以下「本人等」といいます。）のために公売参加の手続きをする公売財産について、本人等のために行う公売参加の手続きとは別に、自己のために公売参加の手続きをすることはできません。

(2) 代理人等が一つの公売財産に対し複数の本人等から公売参加の手続きなどについて委任を受けた場合、その委任を受けたすべての公売参加の手続きをすることができません。

(3) 本人等は、代理人等に公売参加の手続きを委任した公売財産について、代理人等が行う買受申込みとは別に、自己のために公売参加の手続き又は他の代理人等に委任して公売参加の手続きを行うことはできません。なお、他の方と共同して、別に公売参加の手続きを行うこともできません。

(4) 法人が公売に参加する場合、当該法人の代表権限のある方（以下「法人代表者」といいます。）は、法人のために行う公売参加の手続きとは別に、自己のため又は他の本人等の委任を受けて公売参加の手続きをすることはできません。

第2 公売参加申し込みについて

1.公売参加申し込みについて

(1) 入札に先立って、公売参加申し込みを行ってください。公売参加申し込みには、公売参加者等情報の入力、公売保証金の納付及び必要に応じて委任状などの書類提出が必要です。

(2) 公売参加申し込みが完了したログインIDでのみ入札できます。

(3) 公売参加者等は、公売公告により定められた公売参加申し込み期間内に、入札しようとする売却区分を指定のうえ、公売システムにて、住民登録などのされている住所、氏名（法人の場合、商業登記簿などに登記されている所在地、名称及び代表者氏名）及び電話番号を公売参加者情報として登録してください。

(4) 法人が公売に参加する場合、法人代表者名でログインIDを取得したうえで、法人代表者が公売参加の手続きを行ってください。なお、法人代表者以外の方に公売参加の手続きをさせる場合、その方を代理人とする必要があります。

(5) 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人のログインIDにより、代理人が公売参加の手続きを行ってください。代理人は、公売システムで、代理人による手続きの欄の「する」を選択して

ください。また、公売参加者は、委任状及び公売参加者の住所証明書（公売参加者が法人の場合、商業登記簿謄本など）を、入札開始2開庁日前までに、本市に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに本市が委任状などの提出を確認できない場合、入札をすることができません。公売参加者以外の方から委任状などが提出された場合も、入札をすることができません。

（6）共同入札する場合、代表者のログインIDにより、代表者が公売参加の手続きを行ってください。代表者は、公売システムで、共同入札の欄の「する」を選択してください。また、代表者以外の方全員から代表者に対する委任状、共同入札者全員の住所証明書（共同入札者が法人の場合、商業登記簿謄本など）及び共同入札者持分内訳書を、入札開始2開庁日前までに、本市に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに本市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

（7）公売財産が農地である場合、農業委員会などの発行する買受適格証明書を、入札開始2開庁日前までに本市に提出することが必要です。原則として、入札開始2開庁日前までに本市が提出を確認できない場合、入札をすることができません。

2 陳述書について（不動産の参加申し込みの場合のみ）

不動産の買受申込みをする場合、買受申込者は、次のいずれにも該当しない旨の陳述書を、入札開始2開庁日前までに、本市に提出する必要があります（自己の計算において買受申込みをさせようとする者がいる場合には、陳述書別紙を併せて提出する必要があります。）。

（1）買受申込者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること。

（2）自己の計算において買受申込みをさせようとする者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員等であること。

なお、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が法人である場合には、法人の役員を証する書面（商業登記簿に係る登記事項証明書等）を提出する必要があります。

また、買受申込者又は自己の計算において買受申込みをさせようとする者が宅地建物取引業又は債権回収管理業の事業者である場合には、その許認可等を受けていることを証する書面（宅地建物取引業の免許証等）の写しを併せて提出する必要があります。

3. 公売保証金の納付について

（1）公売保証金

国税徴収法により定められている、入札する前に納付しなければならない金員です。公売保証金は、本市が、売却区分ごとに、見積価額（最低入札価格）の100分の10以上の金額を定めます。

（2）公売保証金の納付方法

公売保証金の納付は、売却区分ごとに必要です。公売保証金は、本市が売却区分ごとに指定する方法で納付してください。指定する方法は、下記の①のみ、②のみ、①及び②の3通りです。売却区分ごとに、公売システムの公売物件詳細画面でどの方法が指定されているかを確認してください。

い。

①クレジットカードによる納付

ア. クレジットカードで公売保証金を納付する場合、公売システムの公売物件詳細画面より公売参加申し込みを行い、公売保証金を所定の手続きに従って、クレジットカードにて納付してください。

イ. クレジットカードにより公売保証金を納付する公売参加者等は、紀尾井町戦略研究所株式会社に対し、クレジットカードによる公売保証金納付及び返還事務に関する代理権を付与し、クレジットカードによる請求処理をSBペイメントサービス株式会社に委託することを承諾します。

ウ. 公売参加者等は、インターネット公売が終了し、公売保証金の返還が終了するまでこの承諾を取り消せないことに同意するものとします。

エ. 公売参加者等は、紀尾井町戦略研究所株式会社が公売保証金取り扱い事務に必要な範囲で、公売参加者等の個人情報をSBペイメントサービス株式会社に開示することに同意するものとします。

オ. VISA、マスターカード、JCB、ダイナース及びアメリカン・エクスプレスのマークがついていないクレジットカードなど、ごく一部ご利用いただけないカードがございます。

カ. 法人で公売に参加する場合、法人代表者名義のクレジットカードをご使用ください。

キ. 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人名義のクレジットカードをご使用ください。

②銀行振込などによる納付

ア. 銀行振込などで公売保証金を納付する場合、公売システムの公売物件詳細画面より公売参加仮申し込みを行ってください。その後、本市ホームページより公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書を印刷し、必要事項を記入及びなつ印のうえ、本市に書留郵便にて送付してください。

イ. 本市から公売参加仮申し込みを行った公売参加者等に対し、公売参加者等が公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書に記入したメールアドレスに送信する電子メールにて、公売保証金納付方法をご案内します。当該電子メールに従って、銀行口座への振込、現金書留（50万円以下の場合のみ）による送付、郵便為替（ゆうちょ銀行が取り扱う普通為替及び定額小為替をいう。以下同じ。）による納付又は直接持参にて公売保証金を納付してください。

ウ. 銀行口座への振込により公売保証金を納付する場合、本市が納付を確認できるまで3開庁日程度要することがあります。

エ. 原則として、入札開始2開庁日前までに本市が公売保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。

オ. 現金で納付する場合、現金書留による送付又は直接持参により本市に納付してください。

カ. 郵便為替により公売保証金を納付する場合、郵便為替証書は、発行日から起算して175日を経過していないものに限りします。

キ. 銀行振込の際の振込手数料、現金書留の郵送料などは公売参加者等の負担となります。

ク. 代理人に公売参加の手続きをさせる場合、代理人は、公売保証金納付書兼支払請求書兼口座振替依頼書に公売参加者の住所、氏名など及び代理人であることを明記した上で、代理人名で公

売保証金を納付してください。

ケ. 共同入札する場合、仮申し込みを行った代表者名で公売保証金を納付する必要があります。

(3) 公売保証金の買受代金への充当

公売参加者等は、買受人等となり買受代金から公売保証金を差し引いた金額を納付した場合、公売保証金を買受代金に充当することに同意するものとします。

(4) 公売保証金の没収

以下の場合、公売参加者等が納付した公売保証金は、没収し、返還しません。

①最高価申込者又は次順位買受申込者となり売却決定されたが、納付期限までに買受代金を納付しない場合

②公売参加者等が、国税徴収法第108条第1項の規定に該当する場合

第3 セリ売形式で行うインターネット公売手続き

セリ売形式の公売システムは、紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する自動入札システム及び入札単位を使用しています。

本章における入札とは、公売システム上の入札価額欄に希望落札金額の上限を入力すること及び入力した上限以下の範囲で行われる自動入札をいいます。

また、本章においては、入札はセリ売にかかる買受の申し込み、入札者は買受申込者、入札期間はセリ売期間を指します。

1. インターネット公売への入札

(1) 入札

①公売参加申し込み、公売保証金の納付及び必要に応じて委任状などの書類提出が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。入札は、入札期間中であれば何回でも可能です。

②公売システム上の現在価額又は一度入札価額欄に入力した金額を下回る金額を入札価額欄に入力することはできません。

③一度行った入札は、公売参加者等の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

④入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

①国税徴収法第108条第1項の規定に該当する者又はその代理人等が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

②入札期間中にその時点における最高価額の入札をなかったものとした場合、当該入札に次ぐ価額の入札を最高価額の入札とし、セリ売を続行します。

2. 最高価申込者の決定など

(1) 最高価申込者の決定

入札期間終了後、公売公告により定められた最高価申込者決定の日において、売却区分ごとに、インターネット公売上の入札における入札価額が見積価額以上かつ最高価額である入札者を、最高価申込者として決定します。

また、インターネット公売では、2人以上が同額の入札価額(上限)を設定した場合、先に設定した者を最高価申込者として決定します。

(2) せり売終了の告知など

最高価申込者を決定したときは、最高価申込者のログインIDに紐づく会員識別番号及び落札価額(最高価申込価額)を公売システム上に一定期間公開することによって告げ、せり売終了を告知します。

(3) 本市から最高価申込者等への連絡

①最高価申込者又はその代理人等(以下「最高価申込者等」という。)には、入札終了後、本市より、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、最高価申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

②本市から最高価申込者等に送信した電子メールが、最高価申込者等のメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、本市が買受代金納付期限までに買受代金の納付を確認できない場合、その原因が最高価申込者等の責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。

③当該電子メールに表示されている整理番号は、本市に連絡する際や書類を提出する際などに必要となります。

(4) 最高価申込者決定の取り消し

以下の場合に、最高価申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は最高価申込者に移転しません。①又は③に該当する場合、納付された公売保証金を返還します。

①売却決定前、公売財産にかかる差押徴収金(市税等)について完納の事実が証明されたとき。

②最高価申込者等が国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。

③最高価申込者等が暴力団員等であることが認められるとき。

3.売却決定

本市は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者等に対して売却決定を行います。

(1) 売却決定金額

落札価額を売却決定金額とします。

(2) 買受人等が買受代金を納付しなかった場合

買受人等が買受代金を納付しなかった場合、納付された公売保証金は返還しません。

(3) 売却決定の取り消し

以下の場合、売却決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は買受人に移転しません。ただし、公売財産が動産で善意の買受人等が買受代金を納付した場合、公売財産の所有権は

当該買受人に移転します。なお、①の場合のみ、納付された公売保証金を返還します。

①売却決定後、買受人等が買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金（市税等）について完納の事実が証明されたとき。

②買受人等が買受代金を納付期限までに納付しなかったとき。

③買受人等が国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。

（4）公売不動産にかかる売却決定の日時及び買受代金納付期限の変更

不動産の最高価申込者等については、国税徴収法第106条の2に基づく調査の嘱託を行います。売却決定の日時までに、最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合、売却決定の日時及び買受代金の納付期限を変更します。

4.買受代金の納付

（1）買受代金納付期限について

買受人等は、買受代金納付期限までに本市が納付を確認できるよう買受代金（買受代金に充当される公売保証金額を除きます。）を一括で納付してください。

買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、納付された公売保証金は没収し、返還しません。

（2）買受代金の納付方法

買受代金は次の方法で納付してください。買受代金納付期限までに本市が納付を確認できることが必要です。なお、買受代金の納付にかかる費用は、買受人等が負担します。

①本市の指定する口座に銀行振込

②現金書留による送付（金額が50万円以下の場合のみに限ります。）

③郵便為替による納付（発行日から起算して175日を経過していないものに限ります。）

④現金を本市に直接持参

（3）買受代金の納付の効果

①買受人等が公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認、許可又は登録が必要な場合、それらの要件が満たされたときに買受人に権利移転の効力が生じます。

②公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難、焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡しの有無などにかかわらず、買受人が負うことになります。

5.公売保証金の返還

（1）最高価申込者等以外の方への公売保証金の返還

最高価申込者又は国税徴収法第108条第1項の規定に該当し、同条第2項の処分を受けた者（その代理人等を含む。）以外の納付した公売保証金は、入札終了後、全額返還します。なお、公売参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、公売保証金の返還は入札終了後となりま

す。

公売保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

①クレジットカードによる納付の場合

クレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。ただし、公売参加者等のクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますのでご了承ください。

②銀行振込などによる納付の場合

公売参加者等が指定する金融機関の預金口座への振込のみとなります。公売参加者等（公売保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。なお、公売保証金の返還には、入札終了後数週間要することがあります。

(2) 国税徴収法第114条に該当する場合

買受代金納付期限以前に滞納者などから不服申立てなどがあり、滞納処分の続行が停止された場合、その停止期間は、最高価申込者等又は買受人等は、国税徴収法第114条の規定により、その入札又は買受を取り消すことができます。この場合、納付された公売保証金は全額返還します。

(3) 国税徴収法第117条に該当する場合

売却決定後、買受人等が買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金（市税等）について完納の事実が証明され、国税徴収法第117条の規定により売却決定が取り消された場合、納付された公売保証金は全額返還します。

第4 入札形式で行うインターネット公売手続き

本章における入札とは、公売システム上で入札価額を登録することをいいます。この登録は一度しか行うことができません。

1. インターネット公売への入札

(1) 入札

①公売参加申し込み、公売保証金の納付及び必要に応じて委任状などの書類提出が完了したログインIDでのみ、入札が可能です。

②入札は一度のみ可能です。一度行った入札は、公売参加者等の都合による取り消しや変更はできませんので、ご注意ください。

③入札期間の自動延長は行いません。

(2) 入札をなかったものとする取り扱い

本市は、国税徴収法第108条第1項の規定に該当する者又はその代理人等が行った入札について、当該入札を取り消し、なかったものとして取り扱うことがあります。

(3) 追加入札

①追加入札とは

ア. 最高価額での入札者が複数存在する場合、追加入札該当者又はその代理人等（以下「追加入札該当者など」という。）のみによる追加の入札を行い、最高価申込者を決定します。

イ. 追加入札においても、入札は一度のみ可能です。

ウ. 追加入札は期日入札により行います。

②追加入札の周知方法

追加入札該当者などには、入札期間終了後、電子メールにて追加入札該当者であること及び追加入札期間をお知らせします。

③その他

ア. 追加入札該当者などが追加入札期間中に追加入札を行わなかった場合、当初の入札と同額で追加入札したものとみなします。

イ. 共同入札者が追加入札該当者となった場合、代表者のログインIDでのみ追加入札が可能です。

2.最高価申込者の決定など

(1) 最高価申込者の決定

①入札期間終了後、本市は開札を行い、売却区分ごとに、インターネット公売上の入札において入札価額が見積価額以上かつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。

②追加入札が行われた場合、追加入札において追加入札価額が当初の入札価額以上かつ最高価額である入札者を最高価申込者として決定します。

③追加入札終了後も最高価額での入札者が複数存在する場合、くじ（自動抽選）で最高価申込者を決定します。

(2) 入札終了の告知など

最高価申込者を決定したときは、最高価申込者のログインIDに紐づく会員識別番号及び落札価額（最高価申込価額）を公売システム上に一定期間公開することによって告げ、入札終了を告知します。

(3) 本市から最高価申込者等への連絡

最高価申込者等には、入札終了後、本市より、あらかじめログインIDで認証されたメールアドレスに、最高価申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

①本市から最高価申込者等に送信した電子メールが最高価申込者等によるメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、本市が最高価申込者等による買受代金の納付を買受代金納付期限までに確認できない場合、その原因が最高価申込者等の責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。

②当該電子メールに表示されている整理番号は、本市に連絡する際や書類を提出する際などに必要となります。

(4) 最高価申込者決定の取り消し

以下の場合に、最高価申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は最高価申込者に移転しません。なお、①又は③の場合、納付された公売保証金を返還します。

- ①売却決定前に、公売財産にかかる差押徴収金（市税等）について完納の事実が証明されたとき。
- ②最高価申込者等が国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。
- ③最高価申込者等が暴力団員等であることが認められるとき。

3.次順位買受申込者の決定

（1）次順位買受申込者の決定

- ①最高価申込者等が買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合、次順位買受申込者に売却決定します。
- ②最高価申込者決定後、以下の条件をすべて満たす入札者を次順位買受申込者として決定します。
 - ア. 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額で入札していること。
 - イ. 入札価額が最高価申込者の入札価額から公売保証金額を差し引いた金額以上であること。
 - ウ. 入札時に次順位買受申し込みを行っていること。
- ③上記アからウまでの条件をすべて満たす入札者が複数存在する場合、くじ（自動抽選）により次順位買受申込者を決定します。
- ④入札時に次順位買受申し込みを行った場合、この申し込みは取り消すことができませんのでご注意ください。
- ⑤次順位買受申込者を決定したときは、次順位買受申込者のログインIDに紐づく会員識別番号及び次順位買受申込価額を、公売システム上に一定期間公開することによって告げます。

（2）本市から次順位買受申込者などへの連絡

次順位買受申込者又はその代理人等（以下「次順位買受申込者等」という。）には、入札終了後、本市より、あらかじめログインIDで認証された次順位買受申込者等のメールアドレスに、次順位買受申込者として決定された旨の電子メールを送信します。

- ①本市より次順位買受申込者等に送信した電子メールが、次順位買受申込者等のメールアドレスの変更やプロバイダの不調などの理由により到着しないために、本市が売却決定を受けて買受人となった次順位買受申込者等による買受代金の納付を買受代金納付期限までに確認できない場合、その原因が次順位買受申込者等の責に帰すべきものであるか否かを問わず、公売保証金を没収し、返還しません。
- ②当該電子メールに表示されている整理番号は、本市に連絡する際や書類を提出する際などに必要となります。

（3）次順位買受申込者決定の取り消し

以下の場合、次順位買受申込者の決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は次順位買受申込者に移転しません。なお、①又は③の場合、納付された公売保証金を返還します。

- ①売却決定前に、公売財産にかかる差押徴収金（市税等）について完納の事実が証明されたとき。
- ②次順位買受申込者等が国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。
- ③次順位買受申込者等が暴力団員等であることが認められるとき。

4.売却決定

(1) 最高価申込者に対する売却決定

- ①本市は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して売却決定を行います。
- ②落札価額を売却決定金額とします。
- ③売却決定を受けた最高価申込者等が買受代金を納付しなかった場合、納付された公売保証金は返還しません。

(2) 次順位買受申込者に対する売却決定

- ①本市は、最高価申込者等が買受代金を納付しなかった場合などにおいて、次順位買受申込者がいる場合、次順位買受申込者に対して売却決定を行います。
- ②最高価申込者の決定を取り消し、次順位買受申込者がいない場合、当該公売は成立しません。
- ③次順位買受申込者などの売却決定金額は、次順位買受申込者などの入札価額を売却決定金額とします。
- ④売却決定を受けた次順位買受申込者などが買受代金を納付しなかった場合、納付された公売保証金は返還しません。この場合、当該公売は成立しません。

(3) 売却決定の取り消し

以下の場合、売却決定が取り消されます。この場合、公売財産の所有権は買受人に移転しません。なお、①の場合にのみ、納付された公売保証金を返還します。

- ①売却決定後、買受人等が買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金（市税等）について完納の事実が証明されたとき。
- ②買受人等が買受代金を納付期限までに納付しなかったとき。
- ③買受人等が、国税徴収法第108条第1項の規定に該当するとき。

(4) 公売不動産にかかる売却決定の日時及び買受代金納付期限の変更

不動産の最高価申込者等については、国税徴収法第106条の2に基づく調査の嘱託を行います。売却決定の日時まで、最高価申込者等が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合、売却決定の日時及び買受代金の納付期限を変更します。

5.買受代金の納付

(1) 買受代金の金額

買受代金の金額は、売却決定金額です。

(2) 買受代金納付期限について

- ①買受人等は、買受代金納付期限までに本市が納付を確認できるよう買受代金（買受代金に充当される公売保証金額を除く。）を一括で納付してください（次順位買受申込者が売却決定を受けた場合の買受代金納付期限は、通常は売却決定の7日後です。）。
- ②買受代金納付期限までに買受代金全額の納付が確認できない場合、納付された公売保証金は没収し、返還しません。

(3) 買受代金の納付方法

買受代金は、次の方法で納付してください。買受代金納付期限までに本市が納付を確認できることが必要です。なお、買受代金の納付にかかる費用は、買受人等が負担します。

- ①本市の指定する口座へ銀行振込
- ②現金書留による送付（金額が50万円以下の場合に限る。）
- ③郵便為替による納付（発行日から起算して175日を経過していないものに限る。）
- ④現金を本市に直接持参

(4) 買受代金の納付の効果

- ①買受人等が公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認、許可又は登録が必要な場合、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。
- ②公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難、焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡の有無などにかかわらず、買受人が負うことになります。

6. 公売保証金の返還

(1) 最高価申込者及び次順位買受申込者など以外の方への公売保証金の返還

- ①最高価申込者、次順位買受申込者、国税徴収法第108条第1項の規定に該当し同条第2項の処分を受けた者及びその代理人等以外の納付した公売保証金は、入札終了後、全額返還します。
- ②公売参加申し込みを行ったものの入札を行わない場合にも、公売保証金の返還は、入札終了後となります。
- ③公売保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

クレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。ただし、公売参加者等のクレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

公売参加者等が指定する金融機関の預金口座への振込のみとなります。公売参加者等（公売保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。なお、公売保証金の返還には、入札終了後数週間要することがあります。

(2) 次順位買受申込者などへの公売保証金の返還

- ①次順位買受申込者などの納付した公売保証金は、最高価申込者等が買受代金納付期限までに買受代金全額を納付した場合に全額返還します。
- ②公売保証金返還の方法及び返還に要する期間は次のとおりです。

ア. クレジットカードによる納付の場合

クレジットカードからの公売保証金の引き落としを行いません。ただし、次順位買受申込者などの

クレジットカードの引き落としの時期などの関係上、いったん実際に公売保証金の引き落としを行い、翌月以降に返還を行う場合がありますので、ご了承ください。

イ. 銀行振込などによる納付の場合

公売保証金の返還方法は、次順位買受申込者などが指定する金融機関の預金口座への振込のみとなります。次順位買受申込者など（公売保証金返還請求者）名義の口座のみ指定可能です。なお、公売保証金の返還には、入札終了後数週間要することがあります。

(3) 国税徴収法第114条に該当する場合

買受代金の納付期限以前に、滞納者などから不服申立てなどがあり滞納処分の続行が停止された場合、その停止期間は、最高価申込者等、次順位買受申込者など及び買受人等は、国税徴収法第114条の規定により、その入札又は買受を取り消すことができます。この場合、納付された公売保証金は全額返還します。

(4) 国税徴収法第117条に該当する場合

売却決定後、買受人等が買受代金を納付する前に、公売財産にかかる差押徴収金（市税等）について完納の事実が証明され、国税徴収法第117条の規定により売却決定が取り消された場合、納付された公売保証金は全額返還します。

第5 公売財産の権利移転及び引渡について

1. 公売財産の権利移転手続きについて（通則）

(1) 権利移転手続きについて

①公売財産の権利移転手続きについては、財産の種類に応じ、第5 2公売財産が動産の場合の権利移転及び引渡しについて から 4公売財産が不動産の場合の権利移転について までに定めるところによります。

②ガイドラインに定めのない財産の権利移転手続きについては、これらの定めるところに準じることとします。ただし、本市がその財産の特殊な事情などを考慮して必要と認める場合、第5 2公売財産が動産の場合の権利移転及び引渡しについて から 4公売財産が不動産の場合の権利移転について までの規定を、必要と認める範囲において変更することができるものとします。

(2) 権利移転手続きにおける注意事項

①公売財産に財産の種類又は品質に関する不適合があっても、現所有者及び本市には担保責任は生じません。

②買受人等が公売財産にかかる買受代金の全額を納付したとき、買受人に当該公売財産の権利が移転します。ただし、公売財産を買い受けるために関係機関の承認、許可又は登録が必要な場合、それらの要件が満たされたときに買受人への権利移転の効力が生じます。

③公売財産の権利が買受人に移転したとき、危険負担が買受人に移転します。危険負担が移転した後に発生した財産の破損、盗難、焼失などによる損害の負担は、その財産の現実の引渡の有無などにかかわらず、買受人が負うことになります。

④権利移転に伴う費用は、買受人等の負担となります。

2. 公売財産が動産の場合の権利移転及び引渡しについて

習志野市は、買受代金の納付を確認した後、公売財産の引渡しを行います。

(1) 公売財産の引渡し

①公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。

②公売財産の引渡しは、原則として本市の事務室内で行います。

③本市が公売財産を第三者に保管させている場合、買受人は本市が交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産の引渡しを受けてください。この場合、売却決定通知書の交付により、本市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。保管人が財産の現実の引渡しを拒否しても、本市はその現実の引渡しを行う義務を負いません。

④公売財産又は売却決定通知書を直接受け取る場合、買受人の本人確認のため、下記アからウまでをお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本などと法人代表者の方の下記アからウまでをお持ちください。

ア. 身分証明書

マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カードなど住所及び氏名が明記され、ご本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、マイナンバーカードなどをお持ちでない方は、住民票などの住所及び氏名を証する書面並びにパスポートなどの写真付き本人確認書類を提示してください。

イ. 本市より買受人等に送信した電子メールを印刷したもの

ウ. 印鑑

⑤買受人は、送付による公売財産の引渡しを希望する場合、送付依頼書や住民票などの提出が必要です。送付依頼書は、インターネット公売終了後、習志野市ホームページより印刷して必要事項を記入及びなつ印のうえ、本市に提出してください。送付による引渡しを希望する場合、輸送途中での事故などによって公売財産が破損、紛失などの被害を受けても、本市は一切責任を負いません。また、極端に重い財産、大きな財産、壊れやすい財産などは送付による引渡しはできない場合があります。なお、送付先住所が買受人の住所（所在地）と異なる場合、その旨を送付依頼書に記載してください。送付先の受取人となりうるのは、買受人のみです。

⑥買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合、保管依頼書や住民票などの提出が必要です。保管依頼書は、インターネット公売終了後、習志野市ホームページより印刷して必要事項を記入及びなつ印のうえ、本市に提出してください。

⑦一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品及び交換はできません。

(2) 注意事項

①買受人が自ら登録や名義変更などを行う必要がある財産については、引渡後、速やかに登録や名義変更などの手続きを行ってください。

②買受代金の持参、公売財産の受取及び売却決定通知書の受取などを代理人が行う場合、下記

アからエまでをお持ちください。

ア.代理権限を証する委任状

イ.買受人本人の住所証明書（買受人が法人の場合、商業登記簿謄本など）

ウ.代理人の身分証明書

エ.代理人の印鑑

（3）権利移転及び引渡しに伴う費用について

①落札された公売財産の保管費用が必要な場合、買受代金納付後の保管費用は買受人の負担となります。

②買受人が送付による公売財産の引渡しを希望する場合、送付費用は買受人の負担となります。

③その他、公売財産の権利移転に伴い費用を要する場合、その費用は買受人の負担となります。

3.公売財産が自動車の場合の権利移転及び引渡しについて

本項の自動車は、道路運送車両法の規定により登録を受けた自動車をいいます。したがって、軽自動車及び登録のない自動車などの権利移転手続きは、原則として前項に定めるところによります。

買受代金の納付を確認後、買受人に対して売却決定通知書を交付し、公売財産の引渡しを行います。また、買受人からの請求に基づいて権利移転の手続きを行います。

（1）公売財産の引渡し

①公売財産の引渡しは、買受代金納付時の現況有姿で行います。

②本市が公売財産を第三者に保管させている場合、買受人は本市が交付する売却決定通知書を提示し、保管人から財産の引渡しを受けてください。この場合、売却決定通知書の交付により、本市から買受人に対して公売財産の引渡しは完了したことになります。保管人が財産の現実の引渡しを拒否しても、本市はその現実の引渡しを行う義務を負いません。

③買受人は、買受代金納付時に公売財産の引渡しを受けない場合、保管依頼書の提出が必要です。保管依頼書は、本市ホームページより印刷し、必要事項を記入及びなつ印のうえ、インターネット公売終了後、本市に提出してください。

④一度引き渡された財産は、いかなる理由があっても返品及び交換はできません。

（2）権利移転の手続きについて

①本市ホームページより所有権移転登録請求書を印刷し、必要事項を記入、署名及びなつ印のうえ、自動車保管場所証明書、印鑑証明書などの必要書類を添えて、買受代金納付期限までに、本市に提出してください。

②買受人の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局又は自動車検査登録事務所が、対象財産を管轄する運輸支局などと異なる場合などは、買受人の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局などに当該自動車を持ち込んでいただくことが必要です。

③買受人の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局などが、関東運輸局千葉運輸支局及び習志野自動車検査登録事務所以外の場合、所有権の移転登録及び差押登録の抹消登録は郵送で行います。

④自動車検査証有効期限切れの自動車は、所有権移転登録と同時に一時抹消登録をすることとなります。使用される場合、買受人が新規検査及び新規登録の手続きを行う必要があります。

(3) 売却決定通知書の交付

買受代金の納付を確認後、買受人に対して売却決定通知書を交付します。売却決定通知書を直接受け取る際は、買受人の本人確認のため、下記①から③までをお持ちください。なお、買受人が法人である場合には、商業登記簿謄本など及び法人代表者の下記①から③までをお持ちください。

①身分証明書

マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カードなど住所及び氏名が明記され、ご本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住民票などの住所及び氏名を証する書面並びにパスポートなどの写真付き本人確認書類を提示してください。

②本市より買受人等に送信した電子メールを印刷したもの

③印鑑

(4) 注意事項

買受代金の持参、公売財産の受取、売却決定通知書の受取などを代理人が行う場合、下記①から④までをお持ちください。

①代理権限を証する委任状

②買受人本人の住所証明書（買受人が法人の場合、商業登記簿謄本など）

③代理人の身分証明書

④代理人の印鑑

(5) 権利移転及び引渡しに伴う費用について

①権利移転に伴う費用（登録手数料など）は買受人の負担となります。

②買受人の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局などが、関東運輸局千葉運輸支局及び習志野自動車検査登録事務所以外の場合、所有権の移転登録及び差押登録の抹消登録は郵送で行います。

③落札された公売財産の保管費用が必要な場合、買受代金納付期限の翌日以降の保管費用は、買受人の負担となります。

4. 公売財産が不動産の場合の権利移転について

本市は、買受人の請求に基づいて不動産登記簿上の権利移転のみを行います。

(1) 権利移転の時期

公売財産は、買受代金の全額を納付したとき、買受人に権利移転します。ただし、農地の場合、農業委員会などの許可などを受けるまで、その他法令の規定による登録を要する場合、関係機関の登録が完了するまで権利移転の効力は生じません。

(2) 権利移転の手続きについて

- ①本市ホームページより所有権移転登記請求書を印刷し、必要事項を記入、署名及びなつ印をして、住所証明書などの必要書類を添えて、買受代金納付期限までに本市に提出してください。
- ②共同入札の場合、共同入札者全員の住所証明書（共同入札者が法人の場合、商業登記簿謄本など）及び共同入札者全員が署名及びなつ印した共有合意書の提出が必要です。共有合意書の持分割合は、入札前に提出した共同入札者持分内訳書と同じものを記載してください。
- ③公売財産が農地である場合などは、農業委員会などの発行する権利移転の許可書又は届出受理書のいずれかが必要です。
- ④所有権移転の登記が完了するまで、入札終了後1か月半程度の期間を要することがあります。

(3) 売却決定通知書の交付

買受代金の納付を確認後、買受人に対して売却決定通知書を交付します。共同入札者が買受人になった場合、買受人全員に対し、それぞれの持分に応じた売却決定通知書を交付します。売却決定通知書を直接受け取る際は、買受人の本人確認のため、下記①から③までをお持ちください。なお、買受人が法人である場合、商業登記簿謄本など及び法人代表者の下記①から③までをお持ちください。

①身分証明書

マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カードなど住所及び氏名が明記され、ご本人の写真が添付されている本人確認書類を提示してください。なお、運転免許証などをお持ちでない方は、住民票など住所及び氏名を証する書面並びにパスポートなどの写真付き本人確認書類を提示してください。

②本市より買受人等に送信した電子メールを印刷したもの

③印鑑

※所有権移転登記の際に、売却決定通知書正本が必要な場合がありますので、本市で売却決定通知書をお預かりすることがあります。

(4) 注意事項

- ①本市は公売財産の引渡し義務を負いません。公売財産内の動産類やゴミなどの撤去、占有者の立退き、前所有者からの鍵の引渡しなどは、すべて買受人自身で行ってください。
- ②隣地との境界確定は、買受人と隣地所有者との間で行ってください。本市は関与しません。
- ③買受代金の持参又は売却決定通知書の受取などを代理人が行う場合、下記アからエまでをお持ちください。

ア.代理権限を証する委任状

イ.買受人本人の住所証明書（買受人が法人の場合、商業登記簿謄本など）

ウ.代理人の身分証明書

エ.代理人の印鑑

(5) 権利移転及び引渡しに伴う費用について

- ①権利移転に伴う費用（移転登記の登録免許税、登記嘱託書の郵送料など）は、買受人の負担となります。

②所有権移転などの登記を行う際は、登録免許税法に定める登録免許税を納付したことを証する領収証書が必要となります。

③登録免許税額については、入札終了後に本市よりお知らせします。

④登録免許税を納付後、領収証書の原本を本市に提出してください。

⑤共同入札者が買受人となった場合、登録免許税の領収証書は、共同入札者の人数分だけ必要となります。共同入札者は、各々の持分に応じた登録免許税相当額を納付してください。

第6 注意事項

1. 公売システムに不具合などが生じた場合の対応

公売システムに不具合などが生じたために次に掲げる事態が発生した場合、本市は公売手続きを中止することがあります。

(1) 入札期間前

①公売参加申し込み期間の始期に公売参加申し込み受付が開始されない場合

②公売参加申し込み受付ができない状態が相当期間継続した場合

③公売参加申し込み受付が入札開始までに終了しない場合

④公売参加申し込み期間の終期後になされた公売参加申し込みを取り消すことができない場合

(2) 入札期間中

①入札期間の始期に入札の受付が開始されない場合

②入札できない状態が相当期間継続した場合

③入札の受付が入札期間の終期に終了しない場合

(3) 入札期間後

①せり売形式において本市が入札終了後相当期間経過後も最高価申込者等を決定できない場合

②入札形式において入札終了後相当期間経過後も開札ができない場合

③追加入札が必要な場合で追加入札の開始又は終了ができない場合

④くじ(自動抽選)が必要な場合でくじが適正に行えない場合

2. 公売の中止及び中止時の公売保証金の返還

公売参加申し込み開始後に公売を中止することがあります。公売財産の公開中であっても、公売にかかる差押徴収金が納付された場合などにインターネット公売を中止します。

(1) 特定の公売財産の中止時の公売保証金の返還

特定の公売財産の公売が中止となった場合、当該公売財産について納付された公売保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより公売保証金を納付した場合、返還まで中止後数週間要することがあります。

(2) インターネット公売中止時の公売保証金の返還

インターネット公売全体が中止となった場合、公売保証金は中止後返還します。なお、銀行振込などにより公売保証金を納付した場合、返還まで中止後数週間要することがあります。

3.システム利用における禁止事項

公売システムの利用にあたり、次に掲げる行為を禁止します。

- ①公売システムをインターネット公売の手続き以外の目的で不正に利用すること。
- ②公売システムに不正にアクセスをすること。
- ③公売システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- ④公売システムにウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- ⑤法令、公序良俗などに違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- ⑥その他公売システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

4.公売参加者等に損害などが発生した場合

次に掲げる事由などにより、公売システムにアクセスした方、公売参加者等又は第三者に損害が発生した場合、本市はその損害の種類及び程度にかかわらず責任を負いません。

- ①公売が中止になったこと。
- ②公売システムに不具合などが生じたこと。
- ③公売システムにアクセスした方、公売参加者等又は第三者の使用する機器、ネットワークなどの不備、不調その他の理由により、公売参加申し込み又は入札が行えなかったこと。
- ④公売に参加したこと起因して、公売参加者等が使用する機器、ネットワークなどに不備、不調などが生じたこと。
- ⑤公売参加者等が公売保証金を自己名義（代理人の場合は代理人名義、法人の場合は法人代表者名義）のクレジットカードで納付する場合で、クレジットカード決済システムの不備により、公売保証金の納付ができず公売参加申し込みができなかったこと。
- ⑥公売参加者等のメールアドレスの変更や公売参加者等の使用する機器、ネットワークなどの不備、不調その他の理由により、本市から送信される電子メールが到着しなかったこと。
- ⑦公売システムにアクセスした方、公売参加者等又は第三者の発信又は受信するデータが不正アクセス、改変などを受けたこと。
- ⑧公売システムにアクセスした方、公売参加者等又は第三者が、自身のログインID、パスワードなどを紛失又はログインID、パスワードなどが第三者に漏えいしたこと。
- ⑨公売システムにアクセスした方、公売参加者等又は第三者が、公売参加の手続きに関する権限の一部を代理人等に委任した場合において、その委任を受けた代理人等がした行為により被害を受けたこと。
- ⑩買受人等となった公売参加者等が送付による公売財産の引渡を希望した場合、輸送途中での事故などによって公売財産に破損、紛失などの事態が発生したこと。

5. 準拠法

本ガイドラインには、日本法が適用されるものとします。

6. インターネット公売において使用する通貨、言語、時刻など

(1) インターネット公売の手続きにおいて使用する通貨

インターネット公売の手続きにおいて使用する通貨は、日本国通貨に限り、入札価額などの金額は、日本国通貨により表記しなければならないものとします。

(2) インターネット公売の手続きにおいて使用する言語

インターネット公売の手続きにおいて使用する言語は、日本語に限りです。公売システムにおいて使用する文字は、JIS第1第2水準漢字（JIS（工業標準化法第17条第1項の日本工業規格）X0208をいいます。）であるため、不動産登記簿上の表示などと異なることがあります。

(3) インターネット公売の手続きにおいて使用する時刻

インターネット公売の手続きにおいて使用する時刻は、日本国の標準時によります。

7. 公売参加申し込み期間及び入札期間

公売参加申し込み期間及び入札期間は、公売システム上の公売物件詳細画面上に示された期間となります。ただし、システムメンテナンスなどの期間を除きます。

8. 本ガイドラインの改正

本市は、必要があると認めるときは、本ガイドラインを改正することができるものとします。なお、改正を行った場合には、公売システム上に掲載することにより公表します。改正後のガイドラインは、公表した日以降に公売参加申し込みの受付を開始するインターネット公売から適用します。

9. リンクの制限など

本市が公売システム上に情報を掲載しているウェブページへのリンクについては、本市物件一覧のページ以外のページへの直接のリンクはできません。

また、公売システム上において、本市が公開している情報（文章、写真、図面など）について、本市に無断で転載及び転用することは一切できません。

10. その他

(1) 官公庁オークションサイトに掲載されている情報で、本市が掲載したものでない情報については、習志野市インターネット公売に係る情報ではありません。

(2) インターネット公売における個人情報について

行政機関が紀尾井町戦略研究所株式会社の提供する公売システムを利用して行うインターネッ

ト公売における個人情報の収集主体は行政機関になります。

(3) 提出を求める証明書類等については、写しを認める旨の記載がない限り、原本とします。

(4) インボイス（適格請求書等）の発行について

消費税が課税される物件で、現所有者が適格請求書発行事業者であることが確認できた場合、公売財産の物件情報にインボイスの交付ができる旨を記載します。当該物件の買受人からインボイスの交付請求があった場合、消費税法施行令第70条の12の規定により、現所有者に代わって習志野市からインボイスを交付します。なお、現所有者が適格請求書発行事業者であることが確認できなかった場合や、適格請求書発行事業者でない場合には、インボイスの交付はしません。